

宝塚市公告第47号

宝塚市立男女共同参画センター指定管理者の募集について

宝塚市立男女共同参画センター条例（以下「条例」という。）第19条の規定により宝塚市立男女共同参画センター指定管理者を公募しますので、宝塚市立男女共同参画センター条例施行規則第2条の規定により、募集に関する事項を下記のとおり公告します。

令和8年（2026年）6月1日

宝塚市長 森 臨太郎

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名称 宝塚市立男女共同参画センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地 宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 4階

2 条例第19条第2項の規定による申請の方法

(1) 提出書類受付期間

令和8年6月8日（月）から令和8年7月7日（火）までとする。

(2) 提出書類

ア 宝塚市立男女共同参画センター指定管理者指定申請書

イ 指定管理者を指定しようとする期間に属する初年度分のセンターの管理にかかる事業計画書及び収支予算書

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

エ 指定申請をしようとする日の属する事業年度を起点とする過去3年間における財産目録又は貸借対照表、指定申請をしようとする日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、設立時における財産目録またはこれらの書類に相当する書類

オ 指定申請をしようとする日の属する事業年度又はその翌事業年度における法人その他の団体の事業計画書及び収支予算書

カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

3 指定管理者を指定しようとする期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの期間を予定する。

4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

センターの指定管理者に応募しようとするものは、次のいずれの条件も満たすこと。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。